

中央教育審議会教育振興基本計画特別部会への意見具申

平成19年12月5日
日本私立大学団体連合会

1. 我が国が国際的牽引力を有し、国際社会における重要な地位を占めていくためには、その基盤となる「知」の創造と人材の育成が不可欠である。そのためには、我が国の大学が国際的知的優位性を確保し、その発展を支える人材を多数輩出していくことを、最優先の国家戦略と位置付けるべきである。

その喫緊の措置の一つとして、0.5%と極めて低い状況にある我が国の国内総生産（GDP）に対する高等教育への公財政支出の比率を、大学の国際的通用性の確保はもとより、世界の平和と人類の発展に寄与するために、OECD諸国並み（約1%程度）の水準へと高めるべきである。

2. 我が国の大学数、学生数の両面において約4分の3を占める私立大学は、各大学の独自の建学の精神に基づき、活力ある多様な人材を育んでいる。不確実な時代であっても、少子化はほぼ20年先まで確実である。だからこそ今、個性や多様性を有する私立大学の役割は、ますます重要になってきており、国はその認識を持ち、教育面においては私立大学を中心に据えた計画を策定するべきである。

3. 今日の国立大学と私立大学の役割の違いを明らかにし、私立大学は国立大学の補完であるかのような、戦前から続いている現行システムを見直すべきである。さらに国立大学に対する国費投入の在り方の再検討と、高等教育にかかる国私間の公財政支出の格差是正を計画に明記することが国家の浮沈をかけた喫緊の至上命題である。

4. 隣国の中国は戦略的な教育・研究の国家政策により世界で活躍できる人材を多数輩出し始め、世界をリードする強国になろうとしている。しかし、いまの我が国の教育政策は、公的財政投入に伴う人材育成と国家社会のための有為な人材の社会への労働配分政策、世界の平和と発展への貢献と国民の幸福の追求といった観点が見えない。

国民が生涯にわたって学習し、その学習により個人の幸福の構築と社会の発展に寄与することが次代の高等教育の在り方であると考えるが、生涯学習をはじめ国の教育政策は、米国の教育制度を準用しているにもかかわらず、国家としての独自のグローバリゼーションに対応するには戦略性が足りない。

いま必要なことは、世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成をはじめとする、国の威信をかけた国家戦略であり、国は、その考え方立ち、計画を策定するべきである。

以下に、教育振興基本計画の策定に向けて、貴部会から示された「検討に当たっての基本的な考え方について（案）」、「重点的に取り組むべき事項について（案）」における個別事項について、私立大学の観点から意見を述べる。

「検討に当たっての基本的な考え方について（案）」について

1 - (1) 我が国教育の成果と現状の課題（とくに第2項〔p.1〕）

個人の目的意識の不明確化、学習意欲の低下、学力・体力の低下、さらには、規範意識や倫理觀の低下について、「社会の成熟化に伴って生じてきた課題」と論じら

れているが、これらを社会の成熟化の必然的結果とするのではなく、我が国固有の問題として、その原因を徹底的に分析する必要がある。現状の原因究明と反省なくして、将来の改善計画はありえず、日本全体の教育状況に対する真摯な反省なくしては、将来計画が空文に終わるのではないかと危惧する。

2 - (1) 今後 10 年間に予想される社会の変化 (p.4)

計画が標準的日本人を焦点にしていることは承知しているが、我が国の産業が外国人労働力に依拠しなければ成り立たなくなっている現状を看過することはできない。その子弟が定住化傾向にあることも事実である。これらをすべて日本の単一文化に基づく教育システムに取り込むのか、あるいは、いわゆるオルターナティブ教育に道を開くのかは、いま我が国が選択を迫られている喫緊の課題であり、基本の方針として柔軟に組み込むことが必要であると思われる。

2 - (2) 今後の教育施策の目指すべき基本的方向

(p.6)において「公教育の重要な一翼を担う私立学校の一層の振興を図る必要がある」と記されていることは卓見である。しかし、このことは「安全・安心で質の高い教育環境を整備する」という項目からは独立させ、別項で、私学振興について明確に論じられたい。

「重点的に取り組むべき事項について（案）」について

1 - (3) 人材育成に関する社会のニーズに応える (p. 2 - 3)

小中高校でのキャリア教育の実践が強調されているが、社会が要請する人材は、基本的知識・能力を備えた意欲的な人材である。高等教育機関への進学率の上昇を考えるとき、小中学校では特化したキャリア教育を行うのではなく、基礎学力の涵養を主とすべきではないだろうか。

3 - (1) 社会の信頼に応える学士課程教育を実現する (p. 9)

「教養と専門性のバランスのとれた人間を養成」とあるが、1991年の大学設置基準大綱化以来、大学の教養教育の体系が崩壊したという批判がある。教養と専門性のバランス保持は、殊に重要なことで、この種の議論の前提として、現行の大学設置基準を総点検し厳正に評価することが必要と思われる。また、第2項で、学士課程の質の向上・保証を行うことが謳われているが、中学校や高等学校修了時の質保証もその前提として必要となろう。検討していただきたい。

3 - (3) 大学等の国際化を推進する (p.10)

極めて重要な施策である。大学等が国際的活動を展開するに際しては、複數学位制などに関する大学設置基準や関連法令を整理する必要があろう。また、国内では交換留学生・研究者の宿泊施設が不足していることが、国際化の阻害要因となっているという緊迫した現実もある。国公私立大学を超えた宿舎建設に対する国家助成という、ハード面での支援が必要であることにも言及していただきたい。

3 - (6) 大学等の教育研究を支える基盤を強化する

第2項「大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化」(p.12)において、国立大学に限定した記述ではなく、教育研究の重要な基盤である私立大学に対する支援を明確にしていただきたい。

4 - (3) 私立学校の振興策を充実する (p.13)

私学助成の充実、学校法人に対する経営支援についてふれていることを評価したい。同時に、各種競争的資金の配分にあたっても、国公私立の設置形態に影響されて採択のバランスを欠くことのないよう明記していただきたい。

以上